

服装・容儀に関する規程

制服は、公的な服装で宮城広瀬高校の品位を表すものである。社会の中の一員として、他人に不快感を起こさせることのないよう容儀は端正で清潔であることを心がける。

正規の服装は下記に定めるものとする。

◆ 服装規程

男子制服

- ① 上着（ブレザー） 学校指定のブレザーを着用する。襟には校章をつける。
- ② スラックス 学校指定の冬用スラックス・ベルトを着用する。
- ③ ベルト 学校指定のベルトを使用する。
- ④ Yシャツ 白色のYシャツ（レギュラーカラーシャツ）とする。
- ⑤ ネクタイ 学校指定のネクタイを必ず着用する。
- ⑥ セーター・ベスト 学校指定のセーター・ベスト（紺）の着用を認める。
- ⑦ ソックス 黒・紺のソックスとするが、長さはくるぶし上とする。単色ワンポイントは許容する。

女子制服

- ① 上着（ブレザー） 学校指定のブレザーを着用。襟には校章をつける。
- ② スカート 学校指定の冬用スカートを着用する。また、学校指定の冬用スラックスを希望する場合は、着用を認める。なお、その際にネクタイの着用を希望する場合には、許可する。
- ③ Yシャツ 白色のYシャツ（レギュラーカラーシャツ）とする。
- ④ リボン 学校指定のネクタイを必ず着用する。
- ⑤ セーター・ベスト 学校指定のセーター・ベスト（紺）の着用を認める。
- ⑥ ソックス 黒・紺のソックスとするが、長さはくるぶし上とする。単色ワンポイントは許容する。

男女共通事項など

- ① 式典・公式行事での服装は、正装とする。
※正装とは、学校指定のブレザー、白色のYシャツ（レギュラーカラーシャツ）・学校指定のスラックス・スカートとする。セーター・ベストは、着用しない。
- ② セーター・ベストについて
 - ・ブレザーの下に着用できるのは、学校指定のセーター・ベストのみとする。
 - ・校内においては、学校指定セーター・ベストのみでの生活を可とするが、広高タイム・SHR・授業の始まりの挨拶、終わりの挨拶時は必ずブレザーを着用し、けじめのある生活を心掛けること。
 - ・また、職員室・各準備室等に入室する際も、必ずブレザーを着用すること。
 - ・指定外のセーター・ベストの重ね着を禁止する。
- ③ 登下校時は、必ずブレザーを着用すること。ブレザーを着用せずに防寒具を羽織ることは認めない。なお、防寒具は華美な色・形のものとは避ける。色は、黒・紺・グレー・ベージュ・カーキ色系のものとする。
- ④ 通学靴は、革靴、スニーカーなどの短靴とし、色は自由だが華美なもの高価なものは避ける。
- ⑤ 特別な事由により学校指定の服装ができない場合は、異装届により許可を受けること。

- ⑥ 女子のストッキングを着用する場合は、肌色のみ認める。また、タイツを着用する場合は黒色のみ認める。
- ⑦ 夏季服装（6月～9月）について
 - ・白色のYシャツ（レギュラーカラーシャツ）を着用すること。また、学校指定のポロシャツ（紺）の着用を認める。
 - ・学校指定の夏用スラックス・スカートを着用すること。また、女子が学校指定の夏用スラックスを希望する場合は、着用を認める。

その他

- ① 本校指定制服について、一切の改造を認めない。
- ② 校内及び通学の際は、学校指定の制服を着用すること。
- ③ 靴の色・形に指定はないが、高価・華美とならず、実用にあったものとする。
- ④ 上履きは、学校指定のサンダルとし、体育館シューズで日常の生活はできない。体育館シューズは、体育館のみ履くことができる。
- ⑤ 登下校の際、サンダル等の使用は禁止とする。また、靴のかかとをつぶして履くことは禁止する。
- ⑥ 化粧は禁止する。また、ピアス等の装飾品やカラーコンタクトの着用を禁止する。
- ⑦ ネクタイ・リボンは下げないこと。（Yシャツのボタンは、第1ボタンから必ずしめること）
- ⑧ スラックスを腰まで下げて履くことやスカートをウエストでまくり上げることは絶対にしない。

頭髪について

- ① 頭髪については、パーマ・染色・脱色・アイロン等の加工を禁止する。また、ウィッグ等の付け毛も禁止する。
- ② 生まれながらにして、頭髪の色が茶・赤色等の生徒は「地毛届」を提出すること。（面談後、受理する）
 - ※ 装飾品や頭髪の染色のように禁止されている事項について、この行為を行った場合は速やかに入学時の状態に戻すこと。
 - ※ 特に、長期休業明けの検査等での指導に従うこと。検査を受けないでいない状態で学校生活を送ることはできない。
 - ※ 学校の容儀指導に従わない場合、段階を経て特別指導とする。

附 則

- 1 本規程は平成12年5月19日より施行する。
- 2 令和3年2月 4日 一部改定
- 3 令和4年2月24日 一部改定
- 4 令和6年4月 1日 一部改定